○財務省告示第十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十五年十二月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年一月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（五年）（第百十五回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
五　発行額　額面金額で三十億七千百七十五万円
六　払込金額　三十億八千百五十七万九千六百円
七　最低額面金額　五万円
八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九　発行日　平成二十五年十二月九日
十　発行価格　額面金額百円につき百円三十二銭
十一　利率　年〇・二パーセント
十二　経過利子の払込み　㈠　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{80}{365}$$

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　初期利子　平成二十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　償還期限　平成三十年九月二十日
十六　償還金額　額面金額百円につき百円
十七　元利金支払場所　日本銀行
十八　払込期日　平成二十五年十二月九日

○財務省告示第十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十五年十二月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年一月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百三十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
五　発行額　額面金額で四十一億五千百八十五万円
六　払込金額　四十一億六千六百三十八万千四百七十五円
七　最低額面金額　五万円
八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九　発行日　平成二十五年十二月九日
十　発行価格　額面金額百円につき百円三十五銭
十一　利率　年〇・六パーセント
十二　経過利子の払込み　㈠　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{80}{365}$$

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　初期利子　平成二十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　償還期限　平成三十五年九月二十日
十六　償還金額　額面金額百円につき百円
十七　元利金支払場所　日本銀行
十八　払込期日　平成二十五年十二月九日

○財務省告示第十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十五年十二月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年一月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第四十二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。